慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	1535年におけるイギリス修道院の経済状態 : Valor Ecclesiasticus
Sub Title	The economic conditions of English monasteries in 1535
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.3 (1969. 3) ,p.269(61)- 289(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19690301-0061
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690301-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

[27] Sharpe, W., "Reply," *Journal of Finance*, Vol. 20, No. 1 (March, 1965).
[28] Tobin, J., "Liquidity Preference as Behavior Towards Risk," *Review of Economic Studies*, Vol. 25(2) (February, 1958).
[29] Tobin, J., "The Theory of Portfolio Selection," Ch. 1 in *The Theory of Interest Rates*, ed. by Hahn, F. H. & Brechling, F. P. R. (Macmillan, London 1965)

(その3)
[30] Arrow, K.J., "Alternative Approaches to the Theory of Choice in Risk-Taking Situations," *Econometrica*, Vol. 19, No. 4 (October, 1951).
[31] Aumann, R. J., "Existence of Competitive Equilibria in Markets with a Continuum of Traders," *Econometrica*, Vol. 34, No. 1 (January, 1966).
[32] Debreu, G., "Definite and Semidefinite Quadratic Forms," *Econometrica*, Vol. 20, No. 2 (April, 1952).
[33] Debreu, G., "New Concepts and Techniques for Equilibrium Analysis," *International Economic Review*, Vol. 3, No. 3 (September, 1962).
[34] Hicks, J.R., *Value and Capital*, 2nd. ed. (Oxford Univ. Press, London 1946).
[35] 市石達郎「フォン・ノイマン・モデル」『経済学年報』第11巻(1967).
[36] Keynes, J.M., *The General Theory of Employment, Interest and Money*, (Macmillan, London 1936).
[37] 根岸　隆「貨幣の一般均衡分析」『経済学論集』第32巻第1号(1966年4月).
[38] von Neumann, J., „Über ein ökonomisches Gleichungssystem und eine Verallgemeinerung des Brouwerschen Fixpunktsatzes," *Ergebnisse eines mathematischen Kolloquiums*, Vol. 8 (1937), translated in English as "A Model of General Economic Equilibrium," *Review of Economic Studies*, Vol. 13(1945-46).
[39] Don Patinkin, *Money, Interest, and Prices*, 2nd. ed., (Harper & Row, New York 1965).
[40] Roy, A. D., "Safety First and the Holding of Assets," *Econometrica*, Vol. 20, No. 3 (July, 1952).
[41] Samuelson, P.A., *Foundations of Economic Analysis*, (Harvard Univ. Press, Cambridge, Mass. 1947).
[42] Walras, L., *Éléments d' Économie Politique Pure*, édition definitive (1926), translated in English by W. Jaffé as *Elements of Pure Economics*, (George Allen & Unwin, London 1954).

1535年における
イギリス修道院の経済状態

—— Valor Ecclesiasticus ——

今　関　恒　夫

序

14・5世紀以来，イギリス農村は，領主的貨幣経済と農民的貨幣経済の対抗の内から次第に後者へ帰結していく様相を呈しつつあった。かくのごとき傾向を踏まえながら，社会的分業の展開，労働生産性の上昇は，農業部門において，賦役の金納化，固定地代の成立，したがって，地代の名目化，農産物価格の騰貴等の，農民層に有利に作用する一連の経済事情の変化をもたらした。かくして，いわゆる独立自営農民の不断の分出が可能となった。この独立自営農民の，資本・賃労働への両極分解が，農民的・小ブルジョワ的経済を展開させることになるのである。

絶対王制の成立期にはまた，農民層のいわゆる「寄生地主的分解」が進行したことも事実であるが，これは一定のブルジョワ的発展を前提としてのみ考えられるのであって，イギリスにおいては，結局，独立自営農民の資本・賃労働への両極分解，資本主義の正常な発展の中に組み込まれていくのである。

かくのごとき変革期にあって，膨大な土地が市場に溢れるならば，それが農民層の分解に一定の役割を果さないではいないことは見易い道理である。

1536年および39年の再度にわたる修道院解散とそれに続く修道院領の処分を，そのような関連の中でみるために，被譲与者を社会的地位の面から検討してみると，つぎのようである。初期の主として廷臣および王室関係者に対する土地譲与を除くと，その多くは，旧家の次・三男たるジェントルマンに対するものであった。ついで，少数ではあるが見逃せないのが（転売・再転売の過程を経ているため，充分明瞭にすることは困難なのではあるが），結局ヨーマンに帰結する土地譲与である。前者に属する譲与には，農民層の両極分解に資する場合と，封建的土地所有の小ブルジョワ的発展に対する対応形態である「寄生地主的分解」に資する場合とが考えられ，後者の場合は，当然，農民層の両極分解を促進したと考えられる。(注1)

修道院解散とそれにともなう土地処分の歴史的役割をこのようにみる場合，それは解散前夜にお

ける修道院の社会経済状態と深く関連すると考えられる。本稿においては，かかる視点から，修道院解散前夜のイギリス修道院の社会経済的事情について，「教会財産査定録」(Valor Ecclesiasticus) にもとづくサヴィン (A. Savine) の周知の業績[注2]を全面的に利用して考察を加えてみたい。

1. 修道院の収入

ローマとの分裂が公然となるに及んで，ヘンリー8世は，これまでローマ教皇庁に納められていた「初年度献上聖職禄」(annates) その他の献上金を禁止 (23 HenryVIII c. 20, 25 Henry VIII c. 20, 25 Henry VIII c. 20) するとともに，他方イギリスに聖職禄をもつ者はすべて「初年度献上聖職禄」および「10分の1税」(tenth) を国王に納付すべきことを定めた[注3] (26 Henry VIII c. 3)。10分の1税は，教会の純収入の10分の1を意味したから，教会・修道院等の純収入を調査する必要が生じた。そのため王立委員会が設立され，純収入の全国的調査が実施された。その調査台帳が「教会財産査定録」[注4]である。この史料の信憑性に関しては，いくぶんの疑問もあるが，全体としては，信頼するに足るものと考えられるので[注5]，一応，解散前夜の修道院経済の状態を検討するに適するといえよう。

そこでサヴィンはまず「教会財産査定録」に記録されている552の修道院[注6]全体の収入を，総収入・

注(1) 以上の諸点については，大塚久雄「資本主義の形成」『社会科学講座』Ⅳ, Ⅵ, 同「資本主義の発達—総説—」『西洋経済史講座』Ⅱ, 同「近代化の歴史的起点」『経済学全集』11 (同氏編「西洋経済史」第1章) などのほか，岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」，船山栄一「イギリスにおける経済構成の転換」，吉岡昭彦「イギリス地主制の研究」，角山 栄「イギリス絶対主義の構造」，富岡次郎「イギリス農民一揆の研究」などを参照。なお，修道院解散後の土地処分に関しては，拙稿「解散修道院の土地処分——特にデヴォンシャの場合——」(三田学会誌59巻2号) 参照。

(2) A. Savine, English Monasteries on the Eve of the Dissolution, in Oxford Studies in Social and Legal History, ed. by P. Vinogradoff, vol. 1., Oxford 1909. これが，Valor Ecclesiasticus を全面的に検討した唯一の文献であることは，現在も変らない。General editor, H.P.R. Finberg, The Agrarian History of England and Wales, Vol. iv. 1500—1640. ed. by Joan Thirsk, Cambridge 1967, p. 306. なお Ch. V. Landlords in England. C, The Church の項は J. Youings の執筆になる。したがって同項は以後ユーイングズの名によって引用する。

(3) J. R. Tanner, Tudor Constitutional Documents 1485—1603, Cambridge 1922. pp. 25—39. この間の事情については do. pp. 13—46 の解説に詳しいが，その他，D. Knowles, The Religious Orders in England 3vols., 1959, Vol. III, G. R. Elton, "The Reformation in England" (New Camb. Modern History Vol. II, pp. 226—250) 1958, H. M. Smith, Henry VIII and the Reformation, 1962, Sir M. Powick, The English Reformation to 1558, 1960 を参照。

(4) 詳しくは，Savine, op. cit., Book I, ch. 1 特に pp. 3—5 参照。

(5) 「『教会財産査定録』と『イギリス修道院解散』が一般かつ体系的な欺瞞の上にうちたてられているという仮設は，多分，ある困難を解消するように考えられるであろう。しかし，それによって論理的に帰結していくところはさらに大きな困難である。全体的にいって，1535年の大調査に対して信頼するという態度は，これに疑いをもつよりも正当だといえよう。」ibid., p. 75. なお Book I, ch. 2 を参照。Youings, op. cit., pp. 324—325 をも参照。

(6) Savine, op. cit., pp. 96—97.

純収入・世俗総収入・世俗純収入に分けて推算している[注7] (第1表)。ここで純収入とは，総収入から修道院が支出する荘官 (stewards)・荘司 (bailiffs)・収入役 (receivers)・監査官 (auditors) に対する定期俸給・地代・献金および寄進者の意志による定期的な施物を控除したものである。第1表において総収入から世俗総収入を，純収入から世俗純収入を差引いた残余は，各々聖界総収入・聖界純収入である[注8]。

第1表

総収入	£ 161,853
純収入	136,361
世俗総収入	121,659
世俗純収入	109,736

ところで，ユーイングズによれば，サヴィンの総収入の計算にはいくつかの欠陥がある。たとえば，ブリストルの聖オーガスチン大修道院のようないくつかの大所領・付属学院・いくつかの慈善院の土地を計算に加えていなかったり，直営地を過小評価しているために，少なく見積られ，これを計算に入れれば，総収入は200,000ポンドにはなる[注9]。そしてこれは全イギリス土地財産の5分の1あるいは4分の1に当るものとされている[注10]。

次に，これを世俗総収入[注11]によって修道院の規模別に分類すると，第2表のようになる。これによれば，20ポンドから100ポンドの修道院が最も多く，100ポンドから300ポンドがそれについでいる。この両項を加えると全体の70パーセントを超え，小中規模の修道院が圧倒的に多かったことを示している。

第2表

	件数	%
—£ 20	47	11
£ 20—£ 100	170	40
£ 100—£ 300	131	31
£ 300—£1,000	65	15
£1,000—	15	3
合計	428	100

Savine, Op. cit., p. 144 より作成

それでは聖界収入・世俗収入の内訳はどのようになっているであろうか，以下に項目別に検討してみよう。

(一) 聖界収入——聖界収入のほとんどは大聖堂(カシドラル)および教区教会からのもので，その他は特別な敬虔の念から聖堂に捧げられる献金である。教区収入(パロキアル・レヴェニュ)には教区司祭禄(レクトリイズ)，代理教区司祭禄(ヴィカリッヂズ)，付属礼拝堂禄のすべてを修道院が手中にしていた場合と，それらの内の一定額あるいは一定率を手中にしていた場合とがみられた。特別献金は巡礼の中心である修道院において例外的に多額を占めたにすぎない。

以上は形式的に分類してみた場合であるが，これを内容的にみると，教会領からの土地収入は聖界総収入の約12分の1[注12]を占め，10分の1税が約6分の5[注13]に達する。

注(7) 総括的な収入を計算する上でもつ史料的制約については，ibid., pp. 88—96。サヴィン以前に様々の人により解散前夜の修道院収入についてなされた推定額については do., pp. 70—88 に詳しく説かれ批判されている。

(8) ibid., pp. 99—100.

(9) Youings, op. cit., p. 307. なおD. ノウルズも「教会財産査定録」における「修道院収入はサヴィンが推定したよりも1535年の調査委員によって低く評価されていた」(Knowles, op. cit., p. 247) と指摘している。しかしサヴィンの研究の全体としての傾向は正しいものとしている。do. pp. 241—295.

(10) Youings, op. cit., p. 307. C. ヒルは1542年以前における王室の土地収入は，40,000ポンドを超えなかったことを指摘している。C. Hill, Puritanism and Revolution, 1958, p. 32-33.

(11) 世俗総収入によるよりも純収入による方が，より多くの修道院を考慮にいれることができるが，純収入の算出方法が調査員によっていくぶん異なるから，総世俗収入による。Savine, op. cit., p. 114.

圧倒的な割合をしめる10分の1税の徴収権は，修道院解散後国王の手に移り，さらに市場に出て俗人地主の手に移ることになるが，この時点においても，すでに実際の徴収は俗人司祭・荘司・収入役等の俗人の手によっておこなわれていたのである。(注14) さらに，管轄教区が修道院から遠方にある場合には，その地方のディーラに，年ぎめで売却したり，比較的短期のリース（普通5年程度，10年，12年，一代という場合も稀にはみられた）に出したりもしていた。(注15)

俗人の手に移っていく傾向は10分の1税徴収権に限らなかった。教区司祭管区が有力農民(注16)によって請負われている場合も少なくない（第3表）。このようにして修道院は単なる地代受取人（レンテイア）となり，請負農民（ファーマーズ）は修道院と教区の間に立って教区司祭管区を収入源として，一定の利益をあげていた。後述するごとく解散後「王室増加収入庁」(courte of Thaugmentations of the Revenues of the Kings Crowne) は教区司祭管区を請負農民の要求によって，教区司祭にではなく，かれら請負農民にリース更新の形で，充分な資力があるならば，売却の形で譲与したのであった。(注17)

第3表

修道院名	教区数	貸出数
Markby (Lincs.)	5	2
Peterborough (Lincs.)	6	5
Shaftesbury (Dorset)	2	2
Hartland (Devon)	7	3*1
Cirencester*2 (Gloucs.)	11	11
Tewkesbury (Gloucs.)	16	15
Jervaulx (Yorks.)	2	1

*1 はっきりと修道院のものであるのは2で残りの5のうち2は無条件で「修道院の任意の」リースに出されていた。
*2 Berks. に Shrivenham マナーを所有し4ケ処から穀物による10分の1税を得ていたが，これは4人にリースされていた。
Savine, op. cit., pp. 112—113 より作成

(二) 世俗収入——第1表にみられる世俗総収入約120,000ポンドの内，都市収入が約14,000ポンド，(注18) 職人その他に賃貸した建物・水車場・漁場・鉱山(注19)・市場等からの収入が2,500ポンドから3,000ポンド，(注20) 法廷収入が約4,000ポンドで，(注21) 残りの約100,000ポンドが土地収入である。

29州120の修道院について，法廷収入を調べてみよう。第4表は世俗総収入に対する法廷収入の割合を州ごとにならべてみたものであるが，南部諸州，特にコーンウォール，デヴォン，ドーセッ

注(12) A表によれば，10分の1という数字が出てくるが，これに2，3州の一般的な教区収入と教会領収入が分けて記されている執事管区の数字を考慮して12分の1ということになる。
ibid., p. 107.
(13) ibid., pp. 107—110.
(14) ibid., pp. 110—111; G. Baskerville, English Monks and the Suppression of the Monasteries, 1937, pp. 60—64をも参照。
(15) Youings, op. cit., p. 322.
(16) かれらの多くが，いわゆるヨーマンからジェントリに上昇した人々，あるいは旧家の次・三男であったと考えられる（拙稿，前掲論文参照）。
(17) Savine, op. cit., p. 113.
(18) ibid., p. 119.

A 表

修道院名	聖界総収入(A)	土地収入(B)	$\frac{B}{A}\times100$
Dorset Abbotsbury	90 18 8	8 17 8	9.8
Bindon	61 0 0	5 13 4	11.1
Shaftesbury	88 10 2	7 8 0	8.4
Syaff. St. Thomas	50 2 4	6 6 4	12.6
Yorks. Knaresbrough	62 4 8	6 7 4	11.6
Melton	21 17 4	2 13 4	12.2
Athewich	26 14 0	2 13 4	10.0
	391 7 2	39 19 4	10.2

Savine, op. cit., pp. 105—106 より作成

第4表　Savine, op. cit., pp. 136—138 より作成

修道院名	世俗総収入(A)	法廷収入(B)	$\frac{(B)}{(A)}\times100$
南部	£. s. d.	£. s. d.	
〔CORNWALL〕			
Bodmin	217 9 11	12 8 2	5.7
St. Germans	119 11 4	7 10 0	6.3
Launceston	233 2 6¼	11 13 0	4.9
州合計	570 3 9¼	30 11 2	5.4
〔DEVON〕			
Buckfastleigh	435 16 5⅝	40 2 8	9.2
Plympton	459 17 9⅝	32 4 7⅞	7.0
Totnes	81 6 8½	1 1 8	1.2
州合計	977 0 11¾	73 8 11⅞	7.4
〔DORSET〕			
Cern	559 19 2¾	47 18 1¼	8.6
Middleton	588 3 10½	55 19 3½	9.5
Shaftesbury	1,210 18 5	154 3 7	12.7
Sherborne	652 15 7⅝	104 2 8½	16.0
Tarrent	217 13 6	2 7 4	10.8
州合計	3,229 10 7⅞	364 10 5¼	11.4
〔WILTS〕			
Amesbury	411 16 7¼	15 10 7	3.8
Bradenstock	249 7 8	2 6 8	0.9
Edindon	393 8 11½	7 0 10	1.8
Farleigh	161 6 8½	1 18 1	1.2
Lalock	181 0 8½	1 1 10	0.6
Malmesbury	849 8 2¾	5 8 6	0.6
Stanley	206 6 0	1 10 0	0.7
Wilton	632 16 2⅞	24 3 6	3.8
州合計	3,085 11 10⅝	59 0 0	1.9
〔SUSSEX〕			
Lewes	577 7	10 1 10	1.7
Shulbrede	61 7	0 12 0	1.0
Tortington	81 6	2 0 0	2.5
州合計	720 2	12 13 10	1.8
〔SURREY〕			
Bermondsey	412 6	4 10 0	1.1
Chertsey	591 9	30 3 3	5.1
Merton	758 10	11 17 1	1.6
Newark	219 2	0 5 8	1.1
St. Mary's Overy	456 8	0 3 4	0.4
Waverley	196 0	1 4 8	0.6
州合計	2,633 17	47 4 0	1.8
〔KENT〕			
Horton	86 1 7	1 10 1	1.5
Mailing	196 0 10½	4 16 2	2.4
Sheppey	114 14 11	1 0 9	0.9
州合計	£. s. d. 396 17 4½	£. s. d. 7 7 0	1.9
合計	11,613 3 8	594 15 5⅛	5.1
北部			
〔WESTM.〕			
Shappe	103 7 2½	0 13 4	0.7
〔CUMB.〕			
Holme Cultrum	370 17 ½	2 0 0	0.5
〔LANC.〕			
Cartmell	82 10 3	1 0 0	1.2
合計	556 14 6	3 13 4	0.7
西部			
〔SALOP〕			
Buildwas	123 6 10	0 5 0	0.2
Halesowen	287 7 2½	5 12 0	1.9
Haghmond	228 13 11	0 6 8	0.1
Shrewsbury	415 1 7½	1 0 0	0.2
Wenlock	346 17 ¾	10 0 0	2.9
Wombridge	62 9 0	0 5 0	0.4
州合計	1,463 15 7¾	17 8 8	1.2
〔HEREFORD〕			
Aconbury	51 1 1½	0 10 0	1.0
Dore	65 13 4	0 6 8	0.3
Wigmore	183 19 7½	3 6 8	1.8
Wormesley	37 17 5	0 7 0	0.9
州合計	338 11 6	4 1 4	1.2
〔SOMERSET〕			
Barlynch	117 10 8½	3 10 0	3.8
〔WORC.〕			
Bordesley	364 9 4½	5 1 7	1.4
Evesham	1,067 19 6½	18 3 4	1.8
M. Malvern	301 6 6¼	4 9 5	1.5
P. Malvern	72 17 2	0 18 6	2.6
Pershore	549 13 11	18 8 5½	3.4
Worc. Cath.	1,095 16 8¼	26 7 8	2.4
州合計	3,452 3 2¼	73 8 11½	2.1
合計	5,371 14 ¼	98 8 11½	1.8
東部			
〔NORFORK〕			
Hickling	92 10 1¾	9 16 11	10.6
Hulme	557 8 ½	79 1 5	14.2
Langley	89 10 1	0 8 0	0.4
Norwich Cath.	675 6 1½	17 9 8½	2.6

第4表のつづき

修道院名	世俗総収入(A)	法延収入(B)	(B)/(A)×100
Penthey	151 6 7¼	0 7 4	0.2
Shouldham	127 6 8½	0 11 8	0.4
Walsingham	385 5 ⅝	4 3 11½	1.1
Wendling	53 14 11¼	0 19 8	1.9
Westacre	243 9 9¾	0 18 10	0.4
Wymondham	188 7 11¾	13 7 6	7.1
州合計	2,564 5 5⅞	127 5 0	5.0
〔LINC.〕			
Bardney	173 16 11¼	1 0 0	0.7
Bollington	85 9 9	0 6 8	0.4
Hagnaby	93 15 1	0 1 0	0.1
Kyme	85 16 2	0 1 8	0.1
Markby	127 11 10½	0 4 8	0.2
Newsome	73 14 8½	0 10 0	0.7
Thornton	591 5 4¾	6 0 0	1.0
州合計	1,231 9 11	8 4 0	0.7
〔YORKS.〕			
Jervaulx	340 14 11	1 0 0	0.3
Nostell	236 12 7	0 10 2	0.2
Pontefract	269 12 3½	0 10 10	0.2
Roche	219 4 8	0 10 8	0.2
Selby	555 6 5¾	2 6 8	0.4
州合計	1,621 10 11¼	4 18 4	0.3
〔SUFFOLK〕			
Bury St. Edmunds	2,204 1 4¾	21 15 0	1.0
Campsey	215 6 5¼	4 16 11	2.2
Ixworth	152 7 3¾	0 7 8	0.3
Leiston	168 3 11⅛	3 6 8	2.0
Redlingfield	68 10 11½	1 12 1	2.3
Woodbridge	47 19 8	0 6 4	0.7
州合計	2,856 9 9⅜	32 4 8	1.1
合計	8,273 16 ½	172 12 0	2.1
外ミッドランド			
〔BEDS.〕			
Bushmead	81 13 5½	1 0 0	1.2
Kaldwell	73 12 1	1 0 0	1.4
Harwold	26 13 2	0 13 4	2.5
Merkate	53 10 5	1 6 8	2.5
Newnham	156 3 2	2 0 0	1.3
Woburn	390 13 11½	2 0 0	0.5
州合計	782 6 8	7 17 0	1.0
〔HUNTS.〕			
Huntingdon	126 11 4½	0 16 8	0.7
Ramsey	1,786 9 8¼	32 15 6	1.8
St. Neots	192 13 11¼	2 13 4	1.4
Sawtre	159 11 8	0 10 2	0.3
州合計	2,263 6 8	36 15 8	1.6
〔STAFF.〕			
Hulton	67 0 1½	0 12 0	0.9
St. Thomas's Staff.	130 19 5½	0 3 2	0.1
Stone	54 12 11	0 13 4	1.2
Trentham	83 19 10	0 12 0	0.7
Tutbury	170 18 4	0 16 3	0.5
州合計	507 1 8	2 16 9	0.6
〔GLOUC.〕			
St. Peter's Glouc.	1,473 13 2	36 3 1	2.5
Lantony	577 9 2	2 10 2	0.4
Tewkesbury	1,057 15 3½	28 18 3¾	2.7
Winchelcombe	710 5 2¼	4 4 0	0.6
州合計	3,819 2 9¾	71 15 6¾	1.9
合計	7,373 17 9¾	119 4 11¾	1.6
内ミッドランド			
〔NORTHANTS.〕			
Peterborough	1,741 7 6⅞	31 2 7⅞	1.8
Pipewell	292 15 ½	1 5 0	0.4
Fineshade	58 16 0	0 2 0	0.2
Sulby	205 8 5½	0 9 8	0.2
州合計	2,298 7 ⅞	32 19 3⅞	1.4
〔Oxon.〕			
Studley	85 14 8	1 0 0	1.2
Thame	274 15 7½	1 0 0	0.4
州合計	360 10 3½	2 0 0	0.6
〔Warw.〕			
Wroxall	46 6 9½	0 13 4	1.4
〔BUCKS.〕			
Ankerwyke	45 5 0	0 16 2	1.8
Lavenden	61 5 8½	2 0 0	3.3
州合計	106 10 8½	2 16 2	2.6
〔LEIC.〕			
Croxton	319 0 7¼	1 17 0	0.6
Garenton	172 15 2½	0 6 8	0.2
Kirby Beller	122 7 10¼	2 6 8	1.9
Laudo	279 4 9½	0 10 4	0.2
St. Mary's Leic.	732 12 ¾	4 8 8	0.6
Olveston	149 0 11½	2 0 0	1.3
州合計	1,775 0 11½	11 9 4	0.6
〔NOTT.〕			
Lenton	162 12 1	1 10 0	0.9
Newstead	161 18 8½	0 18 10	0.6
Rufford	186 13 4	1 12 3	0.9
Thurgarton	210 5 6	0 11 10	0.3
州合計	721 9 7½	4 12 11	0.6
合計	5,308 5 5⅜	54 11 ⅞	1.0
総合計	33,497 11 5⅞	1,043 5 9¼	2.7

トの3州の割合が，他に比して大きいことが目立つこと以外は，はっきりとした特徴は出ていない。これに対して第5表は世俗総収入からみた修道院の規模の大小によって，同じ割合を算出したものである。世俗総収入300ポンド以上の大修道院については3.4％，中小規模の修道院については1.4％と，封建的要素（領主裁判権）を大修道院ほど濃厚に残していたことを示している。

第5表

	件数	法延収入/世俗総収入	
－£ 100	35	2.1(％)	1.4(％)
£ 100－£ 300	45	1.3	
£ 300－£1,000	30	3.5	3.4
£1,000－	10	3.3	
	120	2.6	

Savine, op. cit., pp. 136—138 より作成

次に土地収入約10万ポンドの内訳を検討してみよう。土地収入の内容は農民（自由借地農，賃本借地農，定期借地農，任意借地農）保有地からの地代収入と直営地（耕地，牧草地，放牧地，森林）収入とに分けられる。(注22)

直営地収入の方から見ていく。直営地からの収入（terrae dominicales in manibus abbatis sire prioris）と森林からの収入とが別個に記されている16州41修道院，および両者が別に記されていない25州75修道院について，直営地収入の世俗総収入に対する割合を，修道院の規模別に，そして地域別に計算したのが第6表・第7表である。

第6表

	件数	直営地収入/世俗総収入
－£ 100	35	24.8(％)
£ 100－£ 300	54	15.0
£ 300－£1,000	21	7.6
£1,000－	6	4.5
	116	9.7

Savine, op. cit., pp. 144—147 より作成

第6表においては，修道院の規模の大小によって，直営地収入の割合がはっきりと違うことが分る。その意味するところは，こうではなかろうか。直営地収入がおもに修道士および修道院に属する俗人の生活資料を賄うものだとすれば，(注23) 問題は，直営地収入と修道院人口との相関である。これを計算してみると第8表のごとくになる。これによって，修道院人口ひとりあたりの収入をみると，総世俗収入

注(19) 「教会財産査定録」に記されている鉱山業は石切場2，製鉄場1，製塩場3，炭坑2ぐらいのものである。(ibid., pp. 123—124)。しかし，ノウルズによれば，たとえばダラムのティンマウス（Tynemouth）において1538年に，年間50ポンドの賃貸料で炭坑を貸付けていること，バーサア（Bursar）では，つるはし，シャベル，ロープその他の借用料として，33シリング4ペンスを，採炭夫に7ポンドを支払っていたという記録が1532年にあることを根拠に，「工業活動の程度は（採炭業においては特に）ダラム，ノオザンバーランドその他の州における修道院経済の中で注目すべきものがあり，北部の荒地においても，サヴィンが推測したよりも大きな意味があるものであった。」と述べている。Knowles, op. cit., p. 247, p. 250 n. 1 参照。なお J.U. Nef. The Rise of the British coal industry, 2 vols, 1932, Vol. I. pp. 134—137, pp. 139—142, Vol. II. pp. 438—441, Appendix M. 田中豊治「イギリス絶対王政期の産業構造」第四章絶対王政下の石炭業をも参照。

(20) Savine, op. cit., pp. 120—131.

(21) ibid., p. 138.

(22) ibid., pp. 140—142. ここで直営地収入とは demesne in hand からの収入である。その他にリースされている直営地が多いが，これは，当然，農民保有地収入に加えられる。

(23) ibid., pp. 161—165.

第 7 表　　Savine, op. cit., pp. 144—147 より作成

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B)/(A)×100
南部	£. s. d.	£. s. d.	
〔DEVON〕			
Canonleigh	166 18 6 1/2	1 16 0	1.1
Hartland	150 1 2 1/4	45 0 0	30.0
州合計	316 19 8 3/4	46 16 0	14.8
〔DORSET〕			
Cern	559 19 2 3/4	76 17 10	13.7
Shaftesbury	1,210 18 5	57 12 9 1/2	4.7
Sherborne	652 15 7 7/8	25 17 10 1/2	4.0
Tarrent	217 13 6	28 1 0	12.9
Middleton	588 3 10 1/2	120 4 5 1/2	20.6
州合計	3,229 9 8 7/8	308 13 11 1/2	9.6
〔WILTS.〕			
Amesbury	411 16 7 1/4	10 9 5	2.5
Kington	26 1 2	5 6 8	20.4
Malmesbury	849 8 2 3/4	8 0 0	0.9
Wilton	632 16 2 7/8	31 19 4	5.1
州合計	1,920 2 2 7/8	55 15 5	2.9
〔SUSSEX〕			
Battle	773 16 6 1/8	20 0 0	2.6
Muhelham	154 13 7	25 11 0	16.5
Robertsbridge	253 9 2	27 3 0	10.8
Shulbrede	61 7 10	25 6 8	41.2
Tortington	81 6 9	8 0 0	9.8
州合計	1,324 13 10 1/8	106 0 8	8.0
〔SURREY〕			
Chertsey	591 9 8 3/4	37 10 4	6.3
Merton	758 10 3 1/2	24 0 8	3.6
Newark	219 2 1/2	21 3 9	9.7
St. Mary's Overey	456 8 8 1/2	7 11 0	6.5
Waverley	196 0 3 1/2	17 11 6	9.0
州合計	2,221 11 3/4	107 17 3	4.9
〔KENT〕			
Dartford	471 11 7	26 18 4	5.7
Horton St. Radegund	86 1 7	5 0 0	5.8
Dover	101 16 1	24 1 9	23.6
州合計	659 9 3	55 19 12	8.5
合計	9,672 4 1 3/8	681 3 3 1/2	7.0
北部			
〔WESTM.〕			
Shappe	103 7 2 1/2	16 7 8	15.8
〔LANC.〕			
Furness	763 0 10	104 15 8	13.7
合計	866 8 1/2	121 3 4	14.0

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B)/(A)×100
西部	£. s. d.	£. s. d.	
〔SALOP〕			
Buildwas	123 6 10	20 9 8	16.6
Haghmond	228 13 11	19 19 4	8.7
Lilleshall	232 16 6	16 0 0	6.9
Wombridge	62 9 0	6 13 4	10.7
州合計	647 6 3	63 2 4	9.7
〔HEREFORD〕			
St. Guthlac	134 11 5 1/2	0 13 8	5.1
Wormesley	37 17 5	18 7 6	50.0
州合計	172 8 10 1/2	19 1 2	11.0
〔SOMERSET〕			
Athelney	271 0 3 1/4	3 17 0	1.4
Barlinch	117 10 8 1/2	5 11 9	4.7
Bruton	337 15 9	10 0 0	3.0
Henton	271 1 4	20 16 8	7.7
Minchin Bockland	122 18 11 3/4	5 17 8	4.8
Muchelney	393 18 0	8 6 0	2.1
Taunton	264 11 5 1/2	15 11 9	5.9
Witham	239 10 5	65 15 2	27.4
Worspring	97 11 10	24 3 0	24.8
州合計	2,115 16 9	159 15 0	7.6
〔WORCESTER〕			
M. Malvern	301 6 6 1/4	22 18 4	7.6
P. Malvern	72 17 2	8 6 6	11.4
州合計	374 3 8 1/4	31 4 10	8.3
合計	3,309 15 6 3/4	273 7 4	8.3
東部			
〔LINC.〕			
Ailesham	61 5 2	9 0 0	14.7
Alvingham	100 8 4	30 0 0	30.0
Greenfield	79 13 1	12 13 0	15.9
Hagnaby	93 15 1	32 0 0	34.2
Markley	127 11 10 1/2	19 0 6	14.9
Newsome	73 14 8 1/2	13 11 8	18.4
Revesby	312 6 6	48 17 6	15.6
Sixhill	139 16 8	26 13 4	19.1
Spalding	740 2 9	50 0 8	6.7
Stamford St. Michael's	37 9 8 1/2	9 14 7	25.8
Staynesfield	67 7 1	20 0 0	33.0
Stixwold	129 4 6 1/2	5 0 0	3.9
Swineshed	160 14 5	46 7 4	27.7
Willoughton	158 1 1/2	11 9 6	7.3
州合計	2,281 10 11 1/2	334 8 1	14.6

第7表のつづき

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B)/(A)×100
〔YORKS.〕			
Fountains	1,103 5 11 1/2	183 6 8	16.6
Jervaulx	340 14 11	72 11 8	21.3
Marrick	55 5 9	21 0 0	38.1
Marton	134 7 8	21 0 0	15.6
Meaux	291 18 3 1/2	24 0 0	8.2
Newburgh	200 4 1	16 0 0	8.0
Nastell	236 12 7	41 0 0	17.3
Pontefract	269 12 3 1/2	34 1 2	12.6
Rocke	219 4 8	21 0 0	9.6
州合計	2,851 6 2 1/2	433 19 6	15.2
〔NORF.〕			
Langley	89 10 1	20 8 0	22.7
Shouldham	127 6 8 1/2	23 2 10 1/2	18.1
Walsingham	385 5 5/8	66 16 3 1/2	17.3
Westacre	243 9 9 3/4	48 14 8	20.0
W. Dereham	207 19 7 3/4	47 11 4	22.9
州合計	1,053 3 3 5/8	206 13 2	19.6
〔SUFFORK〕			
Bury St. Edmunds	2,204 1 4 3/4	25 13 4	1.2
Redlingfield	68 10 11 1/2	17 5 0	25.2
Woodbridge	47 19 8	8 0 0	16.7
州合計	2,320 4 1/4	50 5 18	2.2
合計	3,506 4 1/4	1,025 7 3	12.0
外ミッドランド			
〔MIDDLESEX〕			
Syon	1,500 1 1 7/8	54 15 0	3.7
Westminster	3,164 12 4 3/4	62 4 4	2.0
州合計	4,664 13 6 5/8	116 19 4	2.5
〔BEDS.〕			
Bushmead	81 13 5 1/2	10 0 0	12.2
Harwold	26 13 2	12 13 4	47.5
Merkyate	53 10 5	17 3 3 1/2	32.0
Woburn	390 13 11 1/2	60 16 4	15.5
州合計	552 11 0	100 12 11 1/2	18.2
〔HUNTS.〕			
St. Neots	192 13 11 1/4	20 16 8	10.8
Sawtre	159 11 8	33 6 4	20.8
州合計	352 5 7 1/4	54 3 0	15.3
〔STAFF.〕			
Croxton	94 11 3	36 16 8	39.0
Dieulacre	174 13 2	8 18 6	5.1
Roncester	64 17 9	23 16 0	36.8
州合計	334 2 2	69 11 2	20.8

修道院名	世俗総収入(A)	直営地収入(B)	(B)/(A)×100
〔GLOUC.〕			
Lantony	557 9 2	32 9 3	5.6
Tewkesbury	1057 15 3 1/2	38 19 4	3.7
Winchcombe	710 5 2 1/4	142 1 8	20.0
州合計	2345 9 7 3/4	213 10 3	9.1
合計	8249 1 11 5/8	554 16 8 1/2	6.7
内ミッドランド			
〔OXON.〕			
Rewley	166 15 11	9 3 8	5.5
Thame	274 15 7 1/2	3 3 3	1.1
Wroxton	86 9 10	10 1 4	11.1
州合計	528 10 4 1/2	22 8 3	4.2
〔BUCKS.〕			
Ankerwyke	45 5 0	6 6 8	13.9
Burnham	72 3 11 1/2	11 0 2	15.2
Lavenden	61 5 8 1/2	16 4 6	26.5
Missenden	198 15 8	26 8 0	12.8
Nutley	177 9 1 1/2	31 18 4	18.0
州合計	554 19 5 1/2	91 17 2	16.5
〔LEIC.〕			
Garendon	172 15 2 1/2	44 7 8	25.8
Kirby Beller	122 7 10 1/4	14 0 0	11.4
Launde	279 4 9 1/2	113 0 0	40.5
St. Mary	732 12 3/4	41 0 0	5.6
Ulverscroft	70 18 9 1/2	18 6 8	25.8
州合計	1377 18 8 1/2	230 14 4	16.7
〔NORTHANTS.〕			
Ashby	86 7 8	31 6 8	36.3
Finneshed	58 16 0	14 19 4	24.6
Pipewell	292 15 1/2	26 13 8	9.1
Rewley	n. n.	9 3 8	
St. Andrews	212 16 1	17 0 0	8.0
St. James	146 17 2 1/2	13 10 0	9.2
Sulby	205 8 5 1/2	133 6 8	65.0
州合計	1003 0 4 1/2	236 17 4	23.5
〔NOTTS.〕			
Lenton	162 12 1	20 3 4	12.4
Newstead	161 18 8 1/2	13 6 8	8.2
Rufford	186 13 4	19 16 8	10.6
Shelford	58 3 5	26 2 3	45.0
Thurgarton	210 5 6	30 0 0	14.1
Welbeck	165 1 0	20 13 2	12.5
Worksop	165 7 10	9 17 8	6.0
州合計	1110 1 10	139 19 9	12.6
〔WARW.〕			
Warwick	38 2 10	25 7 0	66.5
Wroxall	40 6 9 1/2	22 0 0	47.0
州合計	78 9 7 1/2	47 7 10	60.3
合計	4653 0 4 1/2	769 4 8	16.5
総計	35256 14 6 5/8	3425 1 7	9.7

については勿論のこと，直営地収入についても，大修道院ほど高いことがわかる。これと，第6表と合わせみると，小修道院ほど「日ごとの糧」の生産のため，高い割合で直営地を残さねばならなかったのだと考えられる。それでもなお，大修道院よりもひとりあたりの収入額は低かったのであ

第 8 表

	世俗総収入 (A)	直営地収入* (B)	修道士数 (C)	俗人数 (D)	C＋D	A/C＋D	B/C＋D	D/C
£ 20—£ 100	1,187	297	176	539	715	1.66	0.42	3.06
£ 100—£ 300	3,200	480	227	686	913	3.50	0.53	3.03
£ 300—	7,158	430	229	326	555	12.9	0.78	1.42

* (A)に第6表で得られた割合を乗じたもの。Savine, op. cit., p. 221 より作成

る。ユーイングズがこれに関連して，「ほとんど〔の小修道院〕は日ごとの必要を満すために小規模な修道院内農場をもっていた。そのほとんどが最後まで稼動していた」[注24]と述べているのは，これを裏書きするであろう。

もうひとつ，ここで注目すべきは，マナー裁判所を含めた領主権を確保したまま，直営地をリースするのが一般的傾向であったことである[注25]。そこで，大修道院が直営地をより多くリースしていることは，そこにおいて封建的支配組織がより大きく崩壊していたことを意味しない。さきにみたごとく，むしろ大修道院ほど領主裁判権をしっかりと把握していたのである。

つぎに第7表をみると，同じ割合がロンドンに近い諸州（ミドルセックス，サリ，サセックス，ケント，サフォーク等）において低く，ロンドンから遠い諸州（デヴォンシャ，リンカンシャ，ヨークシャ，ノーフォーク等）において高いという観察が可能である[注26]。グラースによれば，まさにこの時機にロンドンを中心とする市場圏が形成されてくるのであるが[注27]，その市場圏に修道院も巻き込まれていたことを，このことは意味していないであろうか[注28]。この地域ではもはや，修道院の「日ごとの糧」を直営地に頼る程度が低くなってきていたのである。

ところで，以上 116 の修道院の世俗総収入は約 35,000 ポンドで，その内7分の5，すなわち 25,000 ポンドが農村からの土地収入である。そのうち約 3,400 ポンドが直営地収入であり，農村土地収入の 12 パーセントに当る。これを全体におよぼすと，直営地収入が 12,000 ポンド，農民

注(24) Youings, op. cit., p. 325.

(25) ibid., p. 322.

(26) 内ミッドランドが特に大きな割合を占めているが，これはこの地域に属する修道院の規模が小さいことによるであろう。

(27) N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market, 1926, Ch. IV. 2. 参照。大塚久雄・吉岡昭彦「リーランドの『紀行』に見えたる当時の社会的分業の状態——マニュファクチュア期開始点における国内市場の地域性について——」（「経済学論集」XXI・2-3），船山栄一，前掲書所収「社会的分業の展開と小ブルジョワ経済の形成」をも参照。

(28) しかし，修道院の商業活動が，1529 年のとくに大修道院の商業活動を禁止し，経済活動を修道院の家政と迎賓のために限定した制定法が出される以前から，すでに後退しつつあったことから，とくに注目に値するというのではない。Knowles, op. cit., p. 250, Youings, op. cit., p. 315.

第 9 表

修道院名	小麦	ライ麦	大麦	オート麦	麦芽	えんどう豆	家禽	家畜	酪農製品	その他	世俗総収入 (A)	生産物地代総額 (B)	(B)/(A)×100
St. Augustine (Canterbury)	£. s. d. 183 6 8		£. s. d. 105 13 4					£. s. d. 雄 5 0 羊 4 0 牡 0 6 雌 0 0 羊 7 13 豚 6 13 4 豚 8 兎 5	チーズ £. s. d. 2 8 0		£. s. d.* 1,684 4 1¾	£. s. d. 309 7 0	18.4
Middleton (Dorset.)	19 10 10 19/72		11 3 0	£. s. d. 6 9 6							588 3 10½	37 3 4 19/72	6.3
Shaftesbury (Dorset.)	54 0 0		20 10 8	14 8 0							1,210 18 5	88 18 8	7.3
Cern (Dorset)	24 19 4¾		13 1 0	6 8 8							559 19 2¾	44 9 ¾	7.9
Furness (Lancs.)	20 8 0		16 1 3	44 9 4			雌 £. s. d. 0 17 0 食用鶏 0 5 0 がちょう 0 9 0	子牛 9 6 8 雌牛 7 10 2	バター £. s. d. 0 13 0 チーズ 2 0 0	炭 £. s. d. 泥 4 0 羊毛 2 8 0	763 0 10	108 9 5	14.2
Rufford (Notts.)	3 10 0	£. s. d. 2 4 0	2 2 0	1 3 4							186 13 4	9 3 4	4.9
Welbeck (Notts.)	7 0 0	2 7 8	4 19 0	0 15 0							165 1 0	15 1 8	9.1
Robertsbridge	12 13 5		2 13 4		£. s. d. 2 8 0						253 9 2	17 14 9	7.0
Wilton (Wilts.)	45 18 ¼		34 14 3¾	11 0 10½			雌 £. s. d. 0 18 0 食用鶏 0 15 6 がちょう 1 15 0 鴨 50 0 0	子牛 0 3 0		羊毛 £. s. d. 0 7 6 こしょう 0 1 6 兎草 1 4 0	632 16 2⅞	146 18 ½	23.2
Worcester Cath.	65 2 8	5 4 0	33 13 4			1 17 8		牡豚 0 6 8			1095 16 8¾	107 10 4	9.8
M. Malvern (Wors.)	16 10 8		5 0 0				£. s. d. 1 10 3				72 12 2	25 12 7	35.1
Whitby (Yorks).	7 10 0										310 8 5	9 12 8	3.1

* 総収入　Savine, op. cit., pp.162-163, n. 2 より作成

保有地からの収入は，88,000 ポンドになる。

農民保有地は請負農民に リース (land and stock leases) されている直営地[注29]と，借地農によって自由借地・謄本借地・任意借地の条件で借地されている一般の農民保有地に分けられる。サヴィンの計算によれば，リースされた直営地からの収入は全農民保有地収入の4分の1ほどであり，残余が一般の農民保有地からの収入である[注30]。さらに，後者を自由借地と慣習借地に分けて，その割合をみると，1対11となり[注31]，慣習保有地が圧倒的に多かったことが知られる。

農民保有地からの地代はすでにほとんどが金納化されていたと考えられるが，「教会財産査定録」には，変動地代(ムーヴァブル・レント) (Redditus mobilis) と記されている生産物地代[注32]がみられる（第9表）。これは，直営地をリースして，自ら耕作することをやめてしまった修道院の家政に必要なことであったし，また，当時みられたインフレーションの傾向に対するクッションの役割をはたしたのであった[注33]。

2. 修道院領の土地利用形態

修道院の直営地 (demesne in hand) の地目別の面積 および そこからの収入をつぎに検討してみよう。第 10 表では「直営地調査録」[注34] (Paper Survey) をもとに，耕地・放牧場・採草地について，サースク (Joan Thirsk) のいう高地牧畜地帯と 低地混合農業地帯[注35]に分けて 計算を試みたのであるが，面積についてみると，高地牧畜地帯においては放牧場が広く，低地混合農業地帯においては耕作地が広いことが分る。しかし，収入についてみると低地地帯においても放牧場の方が高い。

(29) Savine, op. cit., pp. 153-154.

(30) ibid., pp. 150-153, 155-156.

(31) ibid., pp. 158-159. 自由保有農の地代の方が低かったから，面積比はもっと小さくなるであろう。

(32) ibid., p. 161. n.

(33) Youings, op. cit., pp. 321-322.

(34) 解散後まもなく「増加収入庁」は直営地についての新しい調査を実施 (3. July 29 Henry VIII)，修道院が直営地からどれほどの収入を得ているかを調査した。その結果が Paper Survey である。

(35) 前掲の ed. by J. Thirsk, The Agrarian History of England and Wales, 1500-1640 の第1章は J. サースクの執筆になる。サースクは，この両農業地帯の特色を次のように要約している。「高地イングランドに最も典型的なコミュニティでは牧畜農業がおこなわれ，穀物は自らの生活に必要な量しか生産されなかった。このような農業は囲い込み地あるいは狭い共同耕地で営まれたが，その多くはチューダー期あるいはそのすこし後に何の騒ぎも惹起することなしに囲い込まれていた。そのコミュニティのいくつかには，まだ土地を自分の息子のすべて，あるいはすべてではないが大部分の息子に分割相続させる習慣が残されていた。家族に土地を与えて周辺に住まわせることで，自分の土地を欲するままに利用することを制限しようとするマナーの圧力に抵抗することに成功していた。これらの人々の多くはかれらの農場や小さな所有地を営むかたわら，採鉱や石切をしたり，あるいは生計を補うために家内工業に従事していた。低地イングランドのコミュニティのほとんどは混合農業制度をとり，共同地にある鋤耕地を耕作し，農業経営については共同体規制に従い，土地を処分するときにはきびしいマナー規制に従っていた。ほとんどのところで長子相続の習慣を受容れる方向にあった。……農耕は終日働かねばならない仕事であったから，かれらに家内工業を営むような機会をあまり与えなかった。」(p. 14)

第 10 表　　Savine, op. cit., pp. 170～172 より作成

修道院名	耕作地				放牧場				採草地			
LAWLAND	a.	£	s.	d.	a.	£	s.	d.	a.	£	s.	d.
〔SUSS.〕 Dureford	195	7	2	0	58	2	18	0	21	1	18	0
〔KENT〕 Horton	34½	1	3	0	33	1	13	0	24½	1	12	8
Leeds	100½	5	0	6	196½	7	11	4	31	4	18	8
Swinfield	65½	5	6	6	73	4	17	4	18	1	16	0
〔NORF.〕 Bokenham	120	3	0	0	29	2	8	4	168	7	0	0
Langley	134	2	4	8	30	1	3	10	1	0	2	0
Louth Park	340	5	13	4	232	14	4	0	251	12	11	0
〔BEDS.〕 Bushmead	410	11	3	4	183	5	9	8	11	0	18	8
Elstow	228	5	14	0	209	10	9	0	136	9	0	4
Merkyate	185¼	7	16	0	10	3	6	8	37½	1	16	8
Wardon Parkgrange	420	10	10	0	203	9	15	0	40	2	0	0
〔WARW.〕 Erdbury	56	1	10	9½	145½	8	9	5¼	31	2	0	0
Henwood	30½	0	15	3	93	6	6	4	6½	0	15	2
Wroxall	127	6	7	0	257¼	14	4	2	12	1	1	2
W. le Frene	40	1	0	0	78	1	13	4	6	0	10	0
〔BUCKS.〕 Lavenden	220	5	10	0	118	2	1	8	20	2	0	0
Missenden	231	4	5	6	90	1	17	4	23	2	7	8
Notley	110	2	15	0	101	5	2	4	35	5	7	4
〔LEIC.〕 Croxton	320	21	3	4	353	31	8	8	37½	4	10	10
St. Mary	56	2	16	0	157½	18	17	8	103	10	15	0
Oveston	300	7	10	0	318½	24	18	4	115	9	18	4
合計	3723¼	118	6	2½	2967¼	178	15	5¼	1128	82	19	6
HIGHLAND												
〔SALOP〕Brewood	75	1	7	0	188½	5	5	2	22¼	1	14	0
Lilleshall	157	3	12	4	331½	12	8	10	35½	3	4	0
〔HEREF.〕 Aconbury	120	1	0	0	123½	2	7	4	30½	3	1	0
Clifford	184	3	1	4	100	3	0	9	45¼	4	12	1
Wigmore	144	1	14	0	14½	4	9	4	54¼	4	14	4
〔WORC.〕 P. Malvern	50	2	10	0	82½	6	2	4	9	1	1	0
Westwood	113	5	2	4	157	7	4	2	27½	4	5	0
〔YORKS.〕 Coverham	44	1	14	8	39	2	12	0	77½	6	19	0
Kirklees	60	1	17	8	117	2	17	2	27	1	17	8
Monk-Bretton	32	7	3	4	76	3	9	4	101	6	1	8
Whitby	66	4	6	8	296	12	9	4	30	2	0	0
〔STAFF.〕 Roncester	70	1	18	2	201	27	6	0	20	2	18	0
Ronton	79	2	12	8	121½	6	14	4	39	3	7	4
〔NORTHANTS.〕 Ashby	341	7	2	1	553	23	0	10				
Catesby	161	4	0	6	788½	50	7	¼	83	6	18	4
St. James	152	3	16	0	19½	2	0	0	38	5	14	0
Pipewell	150	4	13	0	167	13	19	4	29	3	7	8
Sewardesley	105	2	12	6	5	0	10	0	10	2	0	0
Stamford nuns	209	3	13	1	64	5	1	9	20	2	0	0
Sulby					1229½	127	15	6	58	6	14	0
合計	2312	63	17	4	4673¾	319	0	6¼	756¾	72	9	1
総計	6035¼	182	3	6½	7641	497	15	11½	1884¾	155	8	7

さらに細かく地方別の耕作地・放牧地・採草地の面積比を求めてみると南部 (Suss., Kent) 46 対 43 対 11, 西部 (Salop, Heref., Worcs) 40 対 50 対 10, 東部 (Norf., Yorks.) 35 対 36 対 29, 外ミッドランド (Beds., Staff.) 53 対 36 対 11, 内ミッドランド (Northants., Warw., Bucks., Leics.) 34 対 58 対 8 となる。

以上の数字は何を意味するであろうか。まず 16 世紀前半におけるイギリスの農業地帯の構造がここにも明瞭に表われていることは言を俟たないが，と同時に，耕作地経営よりも放牧場の経営の方が有利であることによって，混合農業より牧畜農業への復帰(注36)がみられるのではなかろうか。つまり平和的な交換分合による囲い込みと同時に，「トーマス・モアの『自他ともに許した聖職者である修道院長までが……』という言葉を裏書きする農村人口の絶滅をもたらした囲い込みの史料も充分ある」(注37)ことからして，内ミッドランド地方の放牧場の割合が高いことは，修道院領もこの地方の囲い込み運動の進展(注38)に深く係っていたことを物語ろう(注39)。

それでは修道院の牧羊はどの程度おこなわれていたのであろうか。「査定録」では，ドーセットシャ 7，ノーフォーク 3，グロスターシャ，ウィルトシャ，サセックス各 1 の全部で13の修道院について指摘があるに過ぎない(注40)。しかし，サマセットシャ，サフォークのような牧羊の盛んな州で牧羊の記載がないのは，調査員がこれを直営地収入の中に一括して加えてしまって，別記していないためである。たとえば，「解散修道院領家財目録」(Suppression inventories) の記載からサヴィンがあげているものをまとめてみれば，第 11 表のようになる。このよう

第 11 表

	牛	羊	豚	馬
Whalley (Lancs.)	84	160	12	2
Fountins (Yorks.)	2365	1326		
Sheppy (Kent)	132	2325	43	17
Lilleshall (Salop)	68	40	25	
Darley (Darby)	48	60	52	9
Dale (Darby)	42*1	27*2		*3
Repton (Darby)	3			10
Marevale (Staff.)	89	80	15	10
Brewood (Staff.)				1*4
St. Thomas (Staff.)*5	41	210	15	5
Dieulacre (Staff.)	6	60	13	3
Grace Dieu (Staff.)	62		63	12
Pipewell (Northant.)	145	280	70	

*1 £1 6s. 8d.　*2 £3 13s. 4d.　*3 £1 6s. 8d.
*4 4s.　*5 その他に 'Winter bests' (?) 6の記載がある。
Savine, op. cit., pp. 194-197 より作成

(36) 牧畜農業から混合農業への移行が農業技術上の発展であるとしても，この復帰は後退を意味するのではなく，農業構造の変化を本質とする発展である。
(37) Youings, op. cit., p. 316.
(38) E. F. Gay, "Inclosures in England in the 16th Century" 1903; A. H. Johnson, The Disappearance of the Small Landowner, 1909, pp. 44-49; M. Beresford, The Lost Villiges of England, 1954 などを参照。
(39) ちなみに第 10 表から 1 エーカー当りの収入を耕作地・放牧場・採草地ごとに計算してみると各々 7 ペンス，13.75 ペンス，20.25 ペンスとなる。他の史料（「査定録」）からの数字と相当の違いがあるが (Savine, op. cit., p. 170)，放牧場が耕作地の約 2 倍，採草地が約 3 倍の価値をもっている点では一致している (do. pp. 174-177)。したがって修道院は採草地（および森林 Youings, op. cit., p. 323）を最後まで手元に残そうとしている。なお，農民保有地のエーカー当りの収入については，Savino, op. cit., pp. 166-167 を参照。

第 12 表　Savine, op. cit., pp. 211-216 より作成

修道院名	総収入(A)	負債(B)	(B)/(A)×100
北部	£ s. d.	£ s. d.	
〔LINCS.〕			
Burscough	129 1 10	86 3 8	67
Cartmell	108 13 7	59 12 8	55
Cockersand	228 15 4½	108 9 8	47
Conishead	124 2 1	87 17 3½	71
Holland	61 3 4	18 18 10	31
合計	651 16 2½	361 2 1½	55
南部			
〔SUSS.〕			
Boxgrove	180 3 0	42 10 6¼	23
Hastings	57 18 2	12 13 4	22
Michalham	182 0 3	26 9 1	15
Tortington	101 4 1	12 6 8	12
州合計	521 5 6	93 19 7¼	18
〔WILTS.〕			
Amesbury	595 13 4¾	20 14 5½	35
Malmesbury	886 16 4¾	106 0 0	12
州合計	1482 9 7½	126 14 5½	8.5
合計	2003 15 1½	220 14 ¾	11
東部			
〔YORKS.〕			
Monkbretton	323 8 2	78 9 0	24
西部			
〔SALOP〕			
Lilleshall	324 19 10	26 6 8	8.1
〔SOMERSET〕			
Athelney	290 19 5¼	860 2 7	296
合計	615 19 3¼	886 9 3	144
外ミッドランド			
〔DERBY〕			
Dale	182 4 1	23 11 6	13
Darley	285 9 11½	142 0 2	50
州合計	467 14 ½	165 11 8	35
〔GLOUC.〕			
Cirencester	1325 12 8	264 10 7	20
Hayles	407 10 7	23 1 7½	5.6
St. Peter	1744 11 ½	254 4 8	15
Tewkesbury	1478 7 11½	87 14 0	5.9
Winchcombe	812 3 2¼	577 16 8	71
州合計	5768 5 5¼	1207 7 6½	21
〔HANTS.〕			
Wherwell	403 12 10	16 18 2	4.2
Huntigdon	232 7 ½	141 19 5½	61
Sawtre	199 11 8	101 1 8	51
Stonely	61 5 7½	19 6	1.6
州合計	493 0 4	244 0 7½	49
〔RUTLAND〕			
Broke	40 0 0	4 13 4	11
〔STAFF.〕			
Dievlacre	243 3 6	171 10 6	71
St. Thomas	181 1 9½	235 19 7	131
州合計	424 5 3½	407 10 1	96
合計	7596 17 11¼	2046 1 5	27
内ミッドランド			
〔LEIC.〕			
Bradley	20 15 7	4 6 8	21
Garendon	186 15 2½	142 11 7	76
Kirby Beller	178 7 10½	63 13 4	36
Langley	37 6 2	19 15 0	57
Oveston	174 13 9¼	47 0 0	27
Ulvescroft	101 3 9½	66 11 0	66
州合計	699 2 4¾	343 17 7	50
〔WARW.〕			
Coventry Cath.	251 5 9	9 5 5	3.7
Erdbury	122 14 7	50 18 11	41
Henwood	23 8 7½	27 18 10	119
Maxstoke	129 11 8½	196 12 5½	152
Pinley	27 13 7	14 12 7	53
Pollesworth	109 5 0	27 3 4	25
Studley	181 3 4	122 0 4	67
St. Sepulchre's	49 13 4	133 14 9	270
州合計	894 16 3	582 6 7½	65
合計	1593 18 7¾	926 3 14½	58
総計	12785 15 4¼	4519 0 ¾	35

に，ユーイングズが商業活動を目的として，「16 世紀の初めの 20 年間に多くの修道院は相当の規模で牧畜農業をおこなっていた徴候がある」[注41]と指摘しているような状態が，やや後退した程度であったろう[注42]。

3. 修道院の負債

修道院は以上のような収入とともに，他方では負債をかかえていたことも事実である。しかし，それは当時の風説のように，修道院解散後の財産処分の際に，王室が僅かの収益しか獲得できなかったほどひどいものではなかったようである。解散令の間近いことを悟った修道院が，解散後の身の振り方を考えて，借財をこしらえるなぞありそうなことであるが，他方では，それほど人の好い貸主を容易に見出せたとは考えられない。

修道院の負債について，サヴィンはいくつかの史料[注43]からばらばらに数字をあげているが，これをひとつの表にまとめてみると第 12 表のようになる。この表で総収入の 2 倍以上の負債をもつ修道院は 2，総収入以上の負債をかかえる修道院はそのほかに 3，総収入の半分以上の負債をかかえる修道院はそのほかに 13，それ以下の修道院が 26，この表には加えなかったが，このほかに負債のない修道院と，むしろ債権のある修道院がいくつかある[注44]。全体としては総収入の約 3 分の 1 の負債をもつ場合が平均的である。解散時の修道院の負債は無視できないにしても，修道院財産処分の財政的結果に深刻な影響を与えるほどではなかったことを，このことは示している。

地方別に負債を検討しても目立った結果は現われてこない[注45]が，これを修道院の規模別に分類してみると（第 13 表），明瞭な相違が現われてくる。直営地収入を検討したときと同様に，ここでも小修道院の方が遣り繰りは苦しかったことがうかがわれる。

第 13 表

	件数	負債／総収入×100
—£150	9	63
£150—£500	23	55
£500—	12	18

注(40) ドーセットシャおよびノーフォークの修道院が全体として飼育していた羊の数は各々 25,000, 5,920 であった。 ibid., pp. 187-188.

(41) Youings, op. cit., p. 313.

(42) 前注 28 参照。

(43) Savine, op. cit., pp. 211-216. 1935 年に巡察使からクロムウェルに宛てられた手紙，「解散修道院家財目録」，その他増加収入財務裁判所文書によっている。

(44) 負債がない修道院はヨークシャの Ellerton 修道院，St. Andrew's 修道院，ウォリクシャの Wroxall 修道院，ハンティンドンシャの Wherwell 修道院，むしろ債権のある修道院はケンブリッヂシャの Barnwell 修道院，ダービシャの Repton 修道院であるが，これらはすべて中規模の修道院である。

(45) 前注の Ellerton 修道院，St. Andrew's 修道院は，ほとんど貨幣経済に接触しておらず，自給的経済を営んでいた故に負債もなかったという (ibid., p. 214)。この例をみても，地域の影響がみられてよい筈であるが，ここでは明瞭ではない。

第 14 表　　Savine, op. cit., pp. 221 より作成

修道院名	総収入 £	s.	d.	修道士数	俗人数
北部					
〔LANC.〕					
Burseough	129	1	10	5	42
Cartmell	108	13	7	10	38
Cockersand	228	15	4½	22	57
Conishead	124	2	1	8	41
Holland	61	3	4	5	26
合計	651	16	2½	50	204
南部					
〔SUSS.〕					
Boxgrove	186	3	0	9	28
Dureford	108	13	9	9	24
Hastings	57	18	2	4	6
Michelham	182	0	3	9	29
Shulbrede	79	15	4	5	13
Tortington	101	4	1	7	12
州合計	715	14	7	43	112
〔WILTS.〕					
Amesbury n.	595	13	2¾	34	37
Malmesbury	886	16	4¾	22	54
州合計	1482	9	7½	56	91
合計	2198	4	2½	99	203
西部					
〔SALOP〕					
Lilleshall	324	19	10	12	43
〔SOMS.〕					
Bristol St. Aug.				12	46
合計				24	89
外ミッドランド					
〔BERBY〕					
Dale	182	4	1	16	30
Darley	285	9	11½	15	57
Repton	167	18	2½	10	24
州合計	635	12	3	41	111
〔GLOUC.〕					
Cirencester	1325	12	8	17	110
St. Peters Glouc.	1744	11	½	30	86
Hayles	407	10	7	22	70
Tewkesbury	1478	7	11½	39	144
Winchcombe	812	3	2¼	18	90
州合計	5768	5	5¼	126	500
〔HANTS.〕					
Christchurch					
Twyneham	543	6	¼	22	63
Wherwell n.	403	12	10	25	48
Winchester	245	17	2½	23	20
州合計	1192	16	¾	70	131
〔HUNTS.〕					
Huntigdon	232	7	½	14	34
Sawtre	199	11	8	7	22
Stonely	61	5	7½	8	22
州合計	493	4	4	28	78
〔RUT.〕					
Broke	40	0	0	1	11
〔STAFF.〕					
Brewood n.	11	1	6	5	8
Dieulacre	243	3	6	13	30
Staff. St. Thomas	181	11	9½	7	29
州合計	435	6	9½	25	67
合計	8565	4	10½	291	898
内ミッドランド					
〔LEIC.〕					
Bradley	20	15	7	3	6
Garendon	186	15	2½	15	79
Grace Dieu n.	101	8	2½	16	48
Kirby Beller	178	7	10¼	9	36
Langley n.	34	6	2	6	17
Olveston	174	13	9¼	7	33
Ulverscroft	101	3	9½	9	40
州合計	797	10	7	65	259
〔NORTHANTS.〕					
Pipewell	347	0	8½	14	44
〔WARW.〕					
Coventry Charterhouse	251	5	9	13	21
Erdbury	122	14	7	7	36
Henwood n.	23	8	7½	7	7
Maxstoke	129	11	8½	8	26
Merevale	303	10	0	11	45
Pineley n.	27	13	7	5	8
Pollesworth n.	109	5	0	15	38
Stoneleigh	178	0	4	12	46
Studley	181	3	6	9	30
Warwick	49	13	6	4	8
St. Sopulchre Wroxall n.	78	10	1½	6	11
州合計	1454	16	8½	97	276
合計	2599	8	0	176	579
総計	14013	13	3½	640	1,973

4. 修道院の人口

最後に，修道士ならびに修道院に所属する俗人の数を検討しよう。解散間近かになると修道院に新たに入って来る修道士の数も，そこで働いている奉公人の数も減少したばかりか，もとからの修道院人口の減少もみられた。修道院に対する愛着の念から，あるいは有利な年金を当てにして残った者はいたが，しかしかれらとても牢獄や処刑台を想わないではなかったから，食むべき禄さえ見出すことができれば，安全な間に逃げ出す者は多かった。

たとえば，1535年の調査員は，グロスターシャのウィンチコム（Winchcombe）大修道院の修道士数を 26 人と記しているのに，「解散修道院家財目録」には1539年の解散時に修道士 17 人と記し，レスターシャのグレイス・デウ（Grace Dieu）女子修道院では 1535 年に院長を含めて修道女 15 人，奉公人 48 人がいたのに，1538 年には奉公人の数だけが 42 人に減少している。(注46) 以上の一般的考察とこの 2 つの実例からだけでも，解散前夜の数年間に相当の修道院人口の変動がみられたことは疑い得ない。

第 14 表は「解散修道院家財目録」によって修道院人口を示すものである。これは解散前夜の人口を示すものとしては最少の数字とみなければならぬのは以上のことから明らかであろう。

この表の 53 の修道院の内，総収入の分っている 52 の修道院についてみると，修道士数 628 人，俗人 1,927 人で，総収入は 14,000 ポンド余りとなる。この総収入は全修道院総収入合計の約 11 分の 1 に当る。この割合で人口を推算すると——サヴィンはここに現われた修道院が全体として一般の趨勢を表わすものと考えている——修道士 7,000 人，俗人 25,000 人ということになる。これがサヴィンの推定する解散前夜の修道院人口である。

さらに，修道士数と俗人数の比をみると，ほぼ 1 対 3 である。これを地方別に検討しても著しい特徴はあらわれてこないが，修道院の規模別にみると（第 8 表参照），総世俗収入 20～100 ポンドの修道院が 3.06，100～300 ポンドの修道院が 3.03，300 ポンド以上が 1.42 となる。すなわち，大修道院においては，修道士に対する俗人の割合が，小中の修道院の半分以下で著しく低い。1 修道院あたりの俗人の数を上の規模別分類に従って示すと，各々 22.4 人，38.1 人，17.1 人と大修道院では少ない。逆に修道士の数は大修道院ほど多い（各々 7.3 人，12.6 人，25.4 人）のは勿論であるが，これは大修道院において，先に述べた農民の直営地リースが広くみられたことを意味するものと考えられる。そのため数多くの，とくに農地管理のための俗人を必要とせず，領主たる修道院は単なる地代生活者になっていた。前述のように，大修道院ほどひとりあたりの収入が多かったこともこれを裏書きしている。

注 (46) ibid., p. 219.

俗人の機能が記されているレスターシャ，ウォリクシャ，サセックスについてみると，その内訳は第 15 表のようになる。ここで家事奉公人は聖職者の個人的世話をする者であり，ヨーマンはその中でも高位に属する者である。作男は耕作に当る者であり，女子奉公人は酪農に携るのが普通であった。(注47) ここで注目すべきは，作男すなわち直営地耕作人である。この表はわずかに 3 州についてのものであるから，一般化はできないにしても，奉公人による修道院の日ごとの必要を満たすための直営耕作がおこなわれていたことは疑いない。(注48)

第 15 表　　Savine, op. cit., pp. 224-225 より作成

修道院名	ヨーマンまたは家事奉公人	作男	女子奉公人	常時被救恤民	救恤金受領者	救恤金受領者（子供）	世俗祭司
LEIC. Bradley		3	2			1	
Olveston	7	22	4				
Kirby Beller	16	17	1	2		14	
Ulvescroft	20		3	1	2		
Garendon	11	45	11	2	5	5	
Grace Dieu	1	26	9	3	9		
Langley		10	4	2			1
WARW. Pollesworth	8	17	9		1		3
Maxstoke	9	12	3				2
Erdbury	19	5	2		6		
Henwood	1	2	3				1
Coventry Charterhouse	6					12	
Pinely		3	4	1			
Stoneleigh	15	21	2	5	2		
Warwich St. Sepulchre's	2			3	1		
Wroxall		7	3				1
Studley	6	20	4	1			
SUSS. Tortington	2	8	2				
Boxgrave	10	8	2			8	
Hastings	4		2				
Michelham	18	11					
Shulbrede	5	6	2				
Pureford	8	12	4				
合計	168	255	76	20	30	40	8

ところで，この表には，修道院から独立して生活している荘官・荘司・収入役・監査官を加えていない。調査員がこの高位の人々を奉公人と同列に置くことを好まなかったことにそれはよるが，修道院の俗人役人は解散を間近かにした修道院領の管理者として欠くことのできない役割を果して

注 (47) ibid., p. 223. 第 15 表の救恤民については修道院の貧民救恤との関連で問題にさるべきものであるが，この点についてはサヴィンの研究にもとづいた小松芳喬「解散前夜における修道院の貧民救恤」（「イギリス農業革命の研究」所収）を参照。

(48) Youings, op. cit., pp. 325-326.

きた。[注49] またかれらに対する俸給は免税の対象になっていたことから，調査員は別項にこれについて相当詳しい記載をしている。サヴィンはこの俸給の合計を156の修道院について3,481ポンドとしている。これは総収入の約5パーセントに相当する。[注50] 修道院によって1パーセントから10パーセントまでのひらきがあるが，ともかくこの数字は非常に小さい。これは，「査定録」がこの項に下級役人や臨時の役人を加えていないことと，荘官・収入役・監査官の食事・旅行・制服等の費用を加えていないことによる。

俗人役人の社会的地位は，富裕な借地農から，領主たる修道院よりも社会的勢力を張っている者にいたるまでさまざまである。いくつかの修道院役人を兼ねる貴族も少なくない。たとえば，クロムウェル以後，イギリスにおいて最も勢力のあった人物，ノーフォーク公トマスはカンタベリーのセント・オーガスチン(St. Augustine) 修道院，ウォリクシャのコム (Combe) 修道院，ノーフォークのラングレイ (Langley) 修道院，サフォークのバリイ・セント・エドモンド (Bury St. Edmunds) 修道院，ノーウィチ司教区の荘官長 (chief steward) を兼ね，俸給として，各修道院から合計28ポンド13シリング4ペンスを得ていた。[注51]

ジェントルマン層，ヨーマン層と修道院の関係は貴族の場合ほど派手ではないが，さらに重要である。サヴィンは「査定録」から，荘官と，'dominus, miles, armiger, magister' の称号のついた者111人を見出しているが，[注52] これはすべて広義のジェントルマンに属する者である。ヨーマンについては，ユーイングズがつぎのように述べている。「後期チューダー朝イギリスに姿を現わしてくる富裕なるヨーマン借地農のある者の祖先を探るべきは，修道院の荘司であったり，定期借地人であったこれら農民の地位の中である」[注53] ジェントルマン層や富裕なヨーマン層は修道院の役人を務めるとともに，修道院領の主たる定期借地人でもあったことは明白である。

前にも述べたように，かれらが，このように解散以前から修道院の経営に深く関係していたことが，解散・土地処分を比較的スムースに遂行させた重大な条件であった。

「修道院領が市場に出されたとき，地主は誰に自分を売り込んだらよいのかを知っいたばかりではなく，どの土地を求むべきかも知っていた。かくして，かれらは自分達にとってもっとも有利な部分を選ぶことができたのである。」[注54] とサヴインが述べているように，解散前夜にすでに修道院領における実質的な経済的主導権は修道士からジェントルマン・富裕なヨーマンの手に移っていたといって，あまり間違っていないであろう。さきに述べたごとく，没収修道院領処分の際の被譲与者の社会的性格をみると，ジェントルマンがもっとも重要であり，あまり明瞭には出てこないが，ヨーマン層に対する譲与も垣間見られることの理由がここにあるであろう。しかし，これは，さらにこの階層に属する人々の社会的経済的進出に起因することであり，その原因はもっと深部に求めらるべきであることはいうまでもない。

注(49) ユーイングズは「ひじょうに多くの俗人が，荘官・監査官・収入役・荘司として，修道院にやとわれていたということは，勿論周知の事実であるが，しかしだからといって修道士が世俗的なことに注意をむけなくてすんだと推測するならば，たいへんな誤りであろう。愉快ならざる仕事でさえも俗人に肩がわりされていなかった」(ibid., p. 323.) と指摘しているが，後の修道院解散・土地処分の社会的結果に目をむけるとき，それにもかかわらず，俗人役人の役割を消極的にみることはできない。

(50) Savine, op. cit., pp. 248-249 に詳細な俸給のリストがある。

(51) ibid., pp. 255-256, G. Baskerville, op. cit., pp. 45-60,「修道院の創設者・荘官・州の旧家の人々，法律家・都市民・常時被救恤民，それに年金受領者等の様々の利害関係や要求をもった人々は修道院に対する永遠のトラブルの源であった」とバスカヴィルは述べている (do. p. 45)。修道院の創設者や保護者は修道院に保護を加えると同時に，干渉をも加えたのである。その最有力者は，勿論国王であった。このような圧力は聖界の方からも様々にかけられたのであったが，それについては do. pp. 72-95.

(52) Savine, op. cit., pp. 257-260.

(53) Youings, op. cit., p. 324.

注(54) Savine, op. cit., p. 260, Baskerville, op. cit., pp. 60-64.